

相模原市監査委員公表第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、相模原商工会議所及び環境経済局経済部産業政策課の監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日

相模原市監査委員 八 木 智 明

同 坪 井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

## 1 監査の期日

平成26年10月23日

## 2 監査の対象

(1) 相模原商工会議所（以下「商工会議所」という。）

商工会議所が行った相模原市（以下「市」という。）からの財政援助に係る出納その他の事務

(2) 環境経済局経済部産業政策課（以下「産業政策課」という。）

産業政策課が行った商工会議所に対する財政援助に係る財務に関する事務

(3) 監査の対象期間

平成26年度（平成26年8月末まで）。ただし、必要に応じて平成25年度以前分についても対象とした。

(4) 商工会議所に対する財政援助の状況

補助金名称 相模原商工会議所補助金

交付決定額 25,000,000円

支出済額 13,000,000円（平成26年8月末日現在）

## 3 監査委員の除斥

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に基づき、中村昌治監査委員は除斥とした。

## 4 監査の方法

監査に当たっては、次のことを主眼として抽出により実施した。

(1) 商工会議所

財政援助に係る出納その他の事務が適正に処理されているか。

(2) 産業政策課

財政援助に係る財務に関する事務が適正に執行されているか。

## 5 監査の結果

(1) 商工会議所

商工会議所が行った市からの財政援助に係る出納その他の事務については、おおむね良好と認められた。

## ( 2 ) 産業政策課

産業政策課が行った商工会議所に対する財政援助に係る財務に関する事務については、おおむね良好と認められた。

### ( 参考 ) 監査対象となった団体の概要

- ( 1 ) 名称 相模原商工会議所
- ( 2 ) 所在地 相模原市中央区中央 3 丁目 1 2 番 3 号
- ( 3 ) 設立年月日 昭和 4 8 年 4 月 2 日
- ( 4 ) 設立目的 地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与すること。

### ( 5 ) 定款に定める事業

- ア 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- イ 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
- ウ 商工業に関する調査研究を行なうこと。
- エ 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行なうこと。
- オ 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行なうこと。
- カ 輸出品の原産地証明を行なうこと。
- キ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- ク 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- ケ 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行なうこと。
- コ 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行なうこと。
- サ 商事取引に関する仲介、又はあっせんを行なうこと。
- シ 商事取引の紛争に関するあっせん、調停又は仲裁を行なうこと。
- ス 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行なうこと。
- セ 商工業に関して、商工業者の信用調査を行なうこと。
- ソ 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- タ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行なうこと。
- チ 行政庁から委託を受けた事務を行なうこと。

ツ 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。